

## 建設業法施行令の一部を改正する政令案要綱

### 第一 著しく短い工期の禁止に係る勧告の対象となる請負契約の請負代金の額の下限

著しく短い工期の禁止に係る勧告の対象となる請負契約の請負代金の額の下限は、五百万円とするものとする。ただし、当該請負契約に係る建設工事が建築一式工事である場合においては、千五百万円とするものとする。

(第五条の八関係)

### 第二 監理技術者の行うべき職務を補佐する者

監理技術者の行うべき職務を補佐する者は、次のいずれかに該当する者とするものとする。

- 一 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下一及び第五の一において「法」という。）第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者のうち、法第二十六条の四第一項に規定する技術上の管理及び指導監督であつて監理技術者がその職務として行うべきものに係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者として、建設工事の種類に応じ国土交通大臣が定める要件に該当する者

- 二 国土交通大臣が一に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者 (第二十八条関係)

### 第三 同一の特例監理技術者を置くことができる工事現場の数

同一の特例監理技術者を置くことができる工事現場の数は、二とするものとする。

(第二十九条関係)

#### 第四 特定専門工事の対象となる建設工事

一 特定専門工事の対象となる建設工事の種類は、次に掲げるものとする。

1 大工工事又はとび・土工・コンクリート工事のうち、コンクリートの打設に用いる型枠の組立てに関する工事

#### 2 鉄筋工事

二 特定専門工事の対象となる建設工事の下請代金の合計額は、三千五百万円未満とするものとする。

(第三十条関係)

#### 第五 特定専門工事の承諾に係る情報通信の技術を利用する方法

一 注文者は、法第二十六条の三第五項の規定により同条第四項の承諾をする旨の通知(二において「承諾通知」という。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該元請負人に対し、その用いる同条第五項前段に規定する方法(以下一及び二において「電磁的方法」とい

う。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならないものとする。

二 一の規定による承諾を得た注文者は、当該元請負人から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該元請負人に対し、承諾通知を電磁的方法によつてしてはならないものとする。ただし、当該元請負人が再び一の規定による承諾をした場合は、この限りでないものとする。

（第三十一条関係）

第六 その他所要の改正を行うものとする。

第七 施行期日

この政令は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十月一日）から施行するものとする。

（附則関係）